

新	旧	備 考
<p>第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。 (a)~(t) (省略)</p> <p>(u) ラケット用ガット、テントその他のキャンプ用品、<u>手袋、ミトン及びミット</u>（構成する材料により該当する項に属する。）</p> <p>2~3 (省略)</p> <p>4 第95.03項には、<u>その意匠、形状又は構成材料から専ら動物用と認められるもの（例えば、ペット用がん具）</u>は含まない（それぞれ該当する項に属する。）。</p> <p>（省略）</p>	<p>第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。 (a)~(t) (省略)</p> <p>(u) ラケット用ガット、テントその他のキャンプ用品及び<u>手袋</u>（構成する材料により該当する項に属する。）</p> <p>2~3 (省略)</p> <p>4 (新設)</p> <p>（省略）</p>	

新	旧	備 考
<p>95.03 その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル (省略)</p> <p>号の解説 9503.70</p> <p><u>95.03項に分類されることを条件として、この号においては、(i)「セット(Sets)」とは、再包装されることなく小売用に供されるように、二以上の種類の物品（原則として娯楽用）を同一包装にしたものである。簡単な附属品又は物品の使用を助長することを目的としたささいな物品を含むこともある。</u></p> <p>また、( )「セット(Outfits)」とは、特定のレクリエーション、作業、人物又は職業に特有の二以上の異なる種類の物品を再包装されることなく小売用に供されるように同一包装にしたものをいう。</p>	<p>95.03 その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル (省略)</p> <p>号の解説 9503.70</p> <p><u>95.03項に分類されることを条件として、この号においては、(i)「セット(Sets)」とは、再包装されることなく小売用に供されるように、二以上の種類の物品（原則として娯楽用）を同一包装にしたもので、簡単な附属品又は物品の使用を助長することを目的としたささいな物品を含む。</u></p> <p>また、( )「セット(Outfits)」とは、特定のレクリエーション、作業、人物又は職業に特有の二以上の異なる種類の物品を再包装されることなく小売用に供されるように同一包装にしたものをいう。</p>	

新	旧	備 考
<p>95.04 遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。） (省略)</p> <p><u>9504.30 - その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券（紙幣）、ディスクその他これらに類するものを挿入することにより作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。）</u> (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)~(5) (省略)</p> <p><u>(6) 硬貨、銀行券（紙幣）、ディスクその他これらに類するもの（クレジットカード等）を挿入することにより作動する機械で歓楽アーケード、カフェ、遊戯場等で使用する種類のもの技巧又はチャンスを競う遊戯用のもの（例えば、けん銃の練習用機械及び各種のピンテーブル）</u></p> <p>(7)~(13) (省略) (省略)</p>	<p>95.04 遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。） (省略)</p> <p><u>9504.30 - その他のゲーム用のもの（硬貨又はディスクを挿入することにより作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。）</u> (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)~(5) (省略)</p> <p><u>(6) 硬貨又はディスクを挿入することにより作動する機械で歓楽アーケード、カフェ、遊戯場等で使用する種類のもの（技巧又はチャンスを競う遊戯用のもの）（例えば、けん銃の練習用機械及び各種のピンテーブル）</u></p> <p>(7)~(13) (省略) (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>95.06 身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール            （省 略）            この項には、次の物品を含まない。            (a)、(b) （省 略）            (c) <u>運動用手袋、ミトン及びミット</u>（通常、42.03）            (d)～(p) （省 略）</p>	<p>95.06 身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール            （省 略）            この項には、次の物品を含まない。            (a)、(b) （省 略）            (c) <u>運動用手袋</u>（通常、42.03）            (d)～(p) （省 略）</p>	

新	旧	備 考
<p>95.08 <u>回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備</u></p> <p><u>9508.10 - 巡回サーカス及び巡回動物園のもの</u></p> <p><u>9508.90 - その他のもの</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)、(b) (省 略)</p> <p><u>(c) 硬貨、銀行券(紙幣)、ディスクその他これらに類するものを挿入することにより作動する娛樂機械(95.04)</u></p> <p>(d) (省 略)</p>	<p>95.08 <u>回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備</u></p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)、(b) (省 略)</p> <p><u>(c) 硬貨又はディスクを挿入することにより作動する娛樂機械(95.04)</u></p> <p>(d) (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>96.13 たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）            (省 略)            (削 除)            (省 略)</p>	<p>96.13 たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）            (省 略)  <u>9613.30 - 頂上ライター</u>            (省 略)</p>	